

平成25年2月13日

兼業に従事しようとする教職員 各位  
(非常勤職員を除く)

総務課長 大 埜 生 雄

## 平成25年度における兼業の手続きについて (常勤職員)

兼業については、「国立大学法人滋賀医科大学教職員兼業規程」により、職務に支障のない範囲で許可されるものであり、兼業先、報酬の額、職務の内容等について、国民の疑惑や不信を招くような兼業は許可されません。

兼業に従事しようとする場合には、兼業許可申請手続き（兼業審査専門委員会の審査を経て、学長の許可）が必要であり、許可を得ないで兼業に従事することは禁止されています。（短期間の兼業は除く）

つきましては、平成25年4月1日から、兼業に従事する予定の職員は、下記により手続きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

### 兼業の手続きの流れ

①先方機関から「依頼書（別紙記載例参照）」を総務課職員係に送付願います。  
(詳細は留意事項1をご参照下さい。)

**※年度当初から兼業に従事する場合 提出締切り：平成25年2月28日（木）**

↓

②該当教職員へ総務課から「依頼書（兼業許可申請書を兼ねる）」を送付します。

↓

③「依頼書（兼業許可申請書を兼ねる）」の必要箇所に署名（教職員・所属長）のうえ総務課へ返送してください。

**※1週間あたりに従事できる時間数は、原則8時間以内（兼業先までの往復に要する時間を含む）と定められていますので厳守願います。**

**超える場合は、理由書（様式自由）を添付願います。**

(詳細は留意事項2をご参照下さい。)

↓

④兼業審査専門委員会で審査します。(学長許可)

↓

⑤該当教職員へ許可印を押印した「依頼書（兼業許可申請書を兼ねる）」を送付します。

↓

⑥兼業依頼のあった機関へ回答文書を送付します。(希望機関のみ)

## 留意事項

### 1. 兼業依頼書

別紙記載例による「依頼書」を、兼業先機関の長から下記宛てに送付して頂けるよう、兼業先の担当者に依頼してください。

●送付先：〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町  
国立大学法人 滋賀医科大学 総務課職員係 宛  
TEL：077-548-2014

●締切り：平成25年2月28日（木）（年度当初から兼業に従事する場合）

なお、滋賀医科大学ホームページから様式等をダウンロードできます。  
（「企業の方へ」・「一般の方へ」→「兼業等の依頼について」）

また、期日までに依頼書の送付がない場合は、平成25年4月1日からの許可ができない場合もありますのでご留意願います。

### 2. 兼業従事時間の制限（1週間8時間以内）

「国立大学法人滋賀医科大学教職員兼業規程」第51条及び第53条の規定により、1週間当たりに従事できる時間数が原則8時間以内（往復に要する時間を含む）と定められています。非常勤講師でも毎週従事する場合は、1週8時間以内のルールが適用されます。

ただし、地域貢献・講座等の都合で1週8時間以内（往復に要する時間を含む）におさまらない場合には、第53条のただし書きの規程（学長が必要と認めるときは、これを超えて許可することができる）により、許可される場合があります。その際は、理由書（様式自由）を提出願います。

次の場合は、1週8時間以内（往復に要する時間を含む）の原則に含まれません。

- ①休日（土・日・祝日）に従事するもの。
- ②年数回や月1回程度従事するもの。（地方公共団体の委員会委員や非常勤講師等）
- ③スポット（1日限りのもの）で講演の依頼等があったもの。
  - ・頻繁にスポットで依頼があった場合は1週8時間以内の原則が適用されます。
  - ・月1回程度を目安とします。
- ④地方公共団体の各種委員の職を兼ねる場合等で一定の条件（無報酬等）を満たした場合、職務として従事することが可能です。（兼業規程第52条）

### 4. 年度途中からの兼業

年度途中から兼業に従事しようとする場合も兼業従事予定日以前に手続きをする必要がありますので、遺漏のないよう兼業先機関と調整願います。

なお、依頼書は兼業審査専門委員会（毎月1日・16日開催）開催の10日前迄に送付されるよう兼業先に依頼してください。

## 5. 勤務時間の割り振り（対象者：教員を除く職員）

「勤務時間割振承認願（常勤職員）」を総務課職員係に提出願います。

留意点：月～金は、終日兼業に従事することは不可。

但し、教員は専門業務型裁量労働制のため対象外。

## 6. 兼業の種類

### 教育に関する兼業及び営利企業以外等の兼業

- ①大学、各種専門学校等の非常勤講師等を兼ねる場合
- ②教育に関する事業の他の職を兼ねる場合
- ③国・公立、民間病院、診療所の臨床指導医・非常勤医師を兼ねる場合
- ④官公庁、地方公共団体、研究所、営利企業、各種法人等の非常勤の職を兼ねる場合

### 営利企業の役員等の兼業

【詳細は総務課職員係（Tel. 2014）にお尋ねください。】

- ①技術移転事業者（TLO）の役員等を兼ねる場合
- ②研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合
- ③株式会社又は有限会社の監査役を兼ねる場合

### 自営の兼業

【詳細は総務課職員係（Tel. 2014）にお尋ねください。】

- ①不動産又は駐車場の賃貸に係るもの
- ②農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等で大規模に経営して営利を主目的としているもの

## 7. その他

「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づく対応

<http://www.shiga-med.ac.jp/info/annai/tomeisei.html>

### 【参考】

#### 国立大学法人滋賀医科大学教職員兼業規程（抜粋）

##### （勤務時間の取扱い）

第51条 兼業に従事する時間（往復に要する時間を含む。）は、原則として勤務時間外とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、勤務時間をさいて兼業に従事することができる。ただし、勤務時間をさいた部分については、給与を減額する。

##### （兼業の制限）

第53条 1週間当たりの延兼業従事時間数（第49条に基づく短期間の兼業及び第52条に基づき無報酬で勤務時間内に従事する場合を除く。）の上限は、原則8時間とする。

ただし、学長が必要と認めるときは、これを超えて許可することができる。

**【参考】**

**国立大学法人滋賀医科大学教職員兼業規程（抜粋）**

第6章 短期間の兼業

**（短期間の兼業）**

第49条 次の各号の一に該当する場合には、兼業許可申請は要しないものとする。

- 一 1日限りの場合
- 二 2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合
- 2 前項の日数の算定にあたっては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、1か月を超える任期を有する場合には、兼業許可申請による学長の許可を要する。

**（短期間の兼業の基準）**

第50条 前条に定める短期間の兼業に従事しようとする場合、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなくてはならない。

- 一 本務の遂行に支障が生じないこと。
- 二 兼業による心身の著しい疲労のため、本務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- 三 兼業することにより、本学教職員としての信用を傷つけ、又は本学全体の不名誉となるおそれがないこと。
- 四 その他本務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。